



18号
 令和元年7月1日発行
 雲南地区保護司会
 (事務局:雲南市本次町本次1012番地1)
 <TEL・FAX (0854) 42-3550>
 題字揮毫:渡部幸子 元保護司
 印刷:出雲総合印刷企画社



就任のごあいさつ

雲南地区保護司会 会長 驗馬重弘

今年度から新しく雲南地区保護司会会長に就任しました木次支部の驗馬重弘です。

これまでの三木弘道前会長同様よろしくお願ひいたします。

更生保護制度は昭和二十四年に始まり、今年には七十年の節目の年を迎えています。私たちは保護司は、罪を犯した人たちの更生と社会復帰を支援するという活動が第一にあります。

そのためには就労が非常に大切です。平成二十五年に雲南地区協力雇用主会(高橋日出男会長)が発足しました。現在二十六社が加入され、就労支援に大きな役割を果たしていただいています。

第二の活動として地域から犯罪をなくすことを目的とした犯罪予防活動があります。いづれも地道な活動ですが、人の生き方はいろいろ、人の心もそれぞれ、それを認めながら活動が続けられてきました。七十年という歳月の重みを感じています。

雲南地区保護司会は平成十一年に旧大仁地区保護司会と旧飯石地区保護司会が合併して結成されました。以来二十年が経過しています。平成二十五年から雲南更生保護サポートセンターが設置されました。

雲南市のご配慮と地元住民の皆様のご理解で、平成二十九年までには三刀屋第一交流館を借りて事務所としていました。

平成三十年度からは木次町にあります雲南市勤労青少年ホーム二階の一室を借りて活動しています。おかげさまで保護司会の運営が、よりスムーズにいくようになりました。

毎年七月は「社会を明るくする運動」強調月間として「犯罪のない明るい社会をつくりましょう」と雲南地域全体に呼びかけています。同時に「再犯防止」を訴える啓発月間ともなっています。この再犯防止のためには地方公共団体との連携が重要になります。

今年で第六十九回目となりますが、私たちが住むこの雲南地域の安全、安心を願って運動を続けています。時を同じくして島根保護観察協会の会員募集もはじまります。皆様のご理解とご協力をどうかよろしくお願ひします。

表紙の写真

入間の花田植え

毎年5月の最終日曜日、伝統衣装に身を包んだ総勢40名の早乙女が、田植えを行う行事です。

新緑に囲まれた会場には、地区内外からの多くの見物客で賑わう人気のイベントです。

退任にあたって



前会長 三木弘道

平成二十年六月、会長に選任されてから十有余年になり、五月末を以て退任することになりました。

思い起こせば平成十二年六月に事務局長を拝命して以来、二十有余年の長きにわたり執行部に席を置かせていただきました。

眞に有難く茲に謹んで厚く御礼申し上げます。

素晴らしいスタッフに恵まれ、県内でも指折りの保護司会に成長することができました。雲南更生保護サポートセンターも七年目になります。礎は出来たと自負しています。更に肉付けして戴き充実発展するよう支援致したく存じます。

保護司としての任期は令和二年十一月末までありますが、一保護司として任期を全うしたく全力を尽す所存です。かわらぬご指導、ご支援の程、よろしくお願い申し上げます。

令和元年春叙勲の栄に浴することになり、去る五月二十四日、法務省に於いて伝達、宮中にて天皇陛下のお言葉、拝謁を賜りました。

平成天皇陛下から藍綬褒章、令和天皇陛下から瑞宝双光章を賜り感激の極み、身に余る光栄に存じます。

これも偏に江湖の皆様を支えられたからこそ
の榮譽でございます。

まさに「おかげさま」の一言に尽きます。
本当にありがとうございました。



退任のご挨拶



前事務局長 山本勝昭

令和元年度雲南地区保護司会総会において、役員改選により事務局長を降板しました。

平成二十四年度総会役員改選にて事務局長次長(会計担当)に就任、平成二十八年度総会役員改選にて事務局長に就任し今日に至りました。

この間、雲南地区保護司会事務局として、また、雲南更生保護サポートセンターの企画調整保護司として、多くの関係機関の皆様

様や地域の方々さらに、同僚の皆様にご支援・ご指導を賜り自己啓発に努めながら、その重責を担うことができました。心から感謝し、厚くお礼申し上げます。

今後は、保護司として残された期間、精一杯精進するとともに、地域社会の要請に応え地域活動に取り組んで行く所存です。

今後とも変わらぬご指導・ご厚誼・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



第69回 “社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

の推進に当たってのお願い

“社会を明るくする運動”は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と、あやまちを犯した人の立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。

安全で安心な国づくりのためには、犯罪や、非行からの立ち直りに取り組む人たちを再び地域に受け入れ、地域の中で適切な「仕事」や「居場所」を確保することなどにより、責任ある社会の一員となるよう支え、誰もが「RE：スタート」できる社会を構築することが重要です。

こうした更生保護の取組には長い歴史があり、本年、更生保護制度が施行されて70周年を迎えます。再犯の防止等の推進に関する法律に基づき策定された「再犯防止推進計画」を更に着実に実施し、再犯防止に向けた取組を強力に推進するためには、更生保護の諸活動を一層充実させることが重要です。

国民の皆様には、“社会を明るくする運動”と再犯防止に向けた取組の社会的意義を御理解いただき、犯罪のない幸福な社会づくりに取り組む決意のしるしである「^{しあわせ}幸福の黄色い羽根」のもと、様々な分野から多くの方々に御参加いただきますよう御協力をお願いします。

平成31年2月26日

内閣総理大臣

安倍晋三

保護司制度について

「特別な人が保護司になるの？」 「法律に詳しくないし、忙しいし…」

国による充実の「研修」があり、自己研さんにも。先輩保護司に相談したり、対象者を複数で担当することもできます。

対象者の処遇は国の職員である保護観察官と役割分担をして行います。

国費「保護司実費弁償金」が予算内で支給されます。

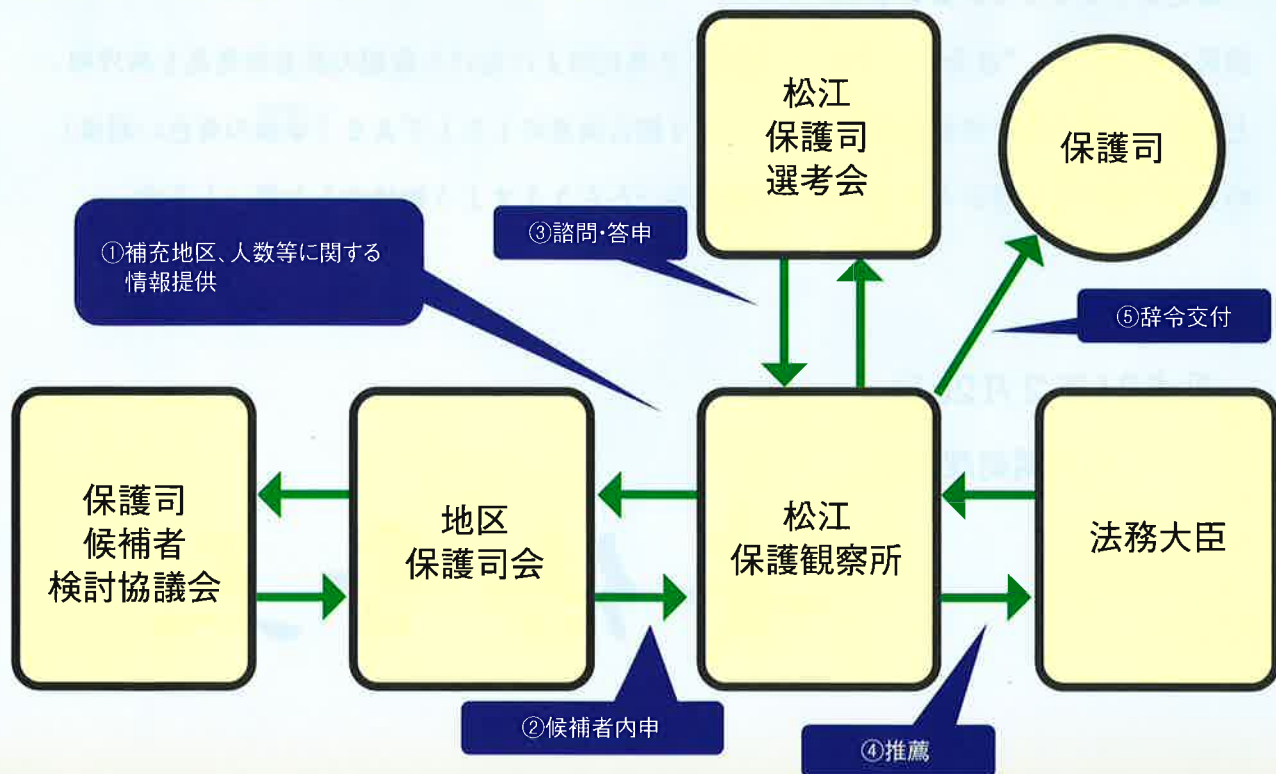
対象者との面接は通常毎月2回程度で、時間等はお互いの都合で相談して決めることになります。



栄典制度があります。

保護司委嘱までの流れ

(発令日は6月1日と12月1日)



犯罪や非行は、非難され
 るべきものです。でも、犯
 罪や非行をした人を、白眼
 視しないで、更生のため必
 要な範囲で支え、助けるこ
 とにより再犯を防止する、
 これが私たちの願いです。



更生保護、
 あなたの善意が
 事業の支え。

更生保護法人 島根保護観察協会定款 (抜粋)

目的と事業

(目的)

第3条 この法人は、島根県内における更生保護に関する事業の充実発展に寄与するとともに、更生保護事業法第2条第2項各号に掲げる者に対し、その自立更生に必要な保護を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の連絡助成事業及び一時保護事業を営む。

- (1) 更生保護事業を営む者に対する連絡、調整又は助成
- (2) 保護司活動に対する連絡、調整又は助成
- (3) 更生保護に関する民間協力組織に対する連絡、調整又は助成
- (4) 犯罪予防を図るための世論の啓発その他の活動
- (5) 更生保護事業法第2条第2項各号に掲げる者に対する金品の給与
- (6) その他前条の目的を達成するために必要と認める事業

(会員)

第40条 この法人に会員を置くことができる。

2 会員は、本会の目的に賛同する個人又は団体をもって構成し、理事長の承認を得る

3 会員は、これを分けて次の5種とする。

普通会員	年額1,000円以上を拠出する者	協力会員	年額3,000円以上を拠出する者
賛助会員	年額5,000円以上を拠出する者	特別会員	年額1万円以上を拠出する者
名誉会員	年額10万円以上を拠出する者		

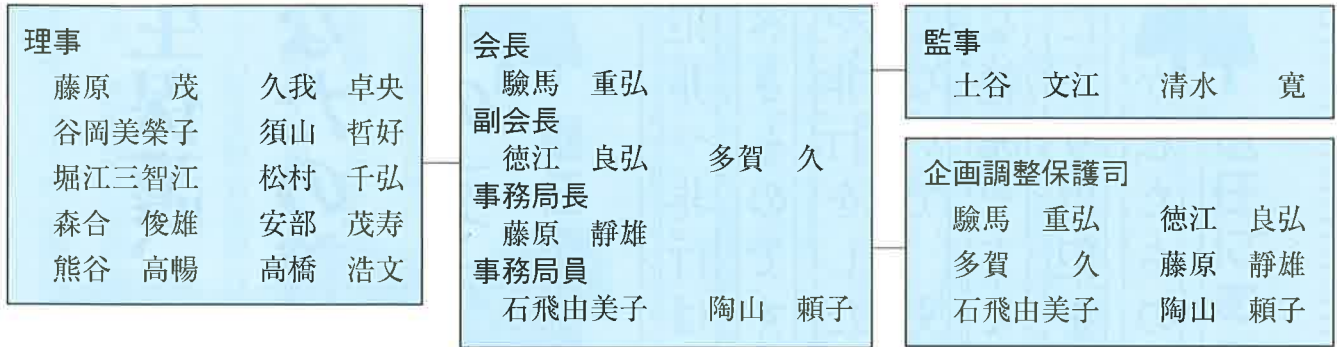
4 会員は、毎年度、事業計画、収支予算、事業成績、決算その他重要事項の報告を受ける。

※この主旨に基づいて保護司がご家庭を伺いました際には、ご協力いただきますようお願いいたします。



雲南地区保護司会

組織図



保護司

保護司数 50名 (R元年7月1日現在)

【雲南市】 (大東町) ○ 藤原 茂 弘道二 三木 弘 恂 加本上 文 井土谷々木 睦 佐野津戸 位尚 永戸 尚樹 (加茂町) ○ 久我 卓央 岡田 礼子 内田 祐司 (木次町) ○ 谷岡美 榮子 村上 秀道 駿馬 重弘	坂本 暢子 藤原 静雄 佐藤 幸男 斎藤 静代 妹尾 和明 (三刀屋町) ○ 須山 哲好 陶山水 隆樹 清山 頼寛 陶山 尾子 鳥屋 縁人 楠 縁人 (吉田町) ○ 堀江 三智 多賀 久 (掛合町) ○ 松村 千弘 落合 慧	山石 早水 中飛由美子 洋美子 美子守 【奥出雲】 (仁多) ○ 森合 俊雄 長谷川 庸昭 山本葉本 之代 千川本 晃典 楠立石 京夫 (横田) ○ 安部 茂寿 徳江 良弘 高松 千草	安部 陽子 若月 薫 【飯南町】 (頓原) ○ 熊谷 高暢 石川 志津江 伊藤 浩文 (赤来) ○ 高橋 一 清水 田博 永田
---	--	---	--

○印は支部長

編集後記

新年度に入り元号も平成から令和に変わり、新時代が誕生しました。令和には「人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つ」という意味が込められています。これからも穏やかで平和な時代が続くことが期待されます。さて、本年は更生保護制度ができて70周年の節目に当たります。保護観察対象者は減少傾向にあるものの依然として再犯が多発、これからも犯罪や非行のない明るい社会の実現に向け、より一層の努力が求められます。

雲南地区保護司会も今年度は役員交代の年にあたります。このたび退任されました三木会長並びに山本事務局長におかれましては長きにわたり、雲南地区保護司会の発展にご尽力いただき誠に感謝申し上げます。今後引き続き、ご健康でご活躍されることを祈っております。



地区保護司会の発展にご尽力いただき誠に感謝申し上げます。今後引き続き、ご健康でご活躍されることを祈っております。
(藤原 静雄)